平成２５年（フ）第１１０号
群馬県館林市赤生田本町1561番地の17、前住所群馬県館林市尾曳町７番36号　尾曳グランドハイツ―207
債務者　佐山　　幸
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２２１号
長崎県長崎市坂本２丁目28番16号　田口アパート202
債務者　倉重　知文
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
長崎県長崎市小浦町29番地52
債務者　塩崎　　剛
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
長崎県諫早市小野島町2238番地
債務者　松岡　重信
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
長崎県大村市竹松本町960番地１　コンフォール竹松Ⅰ棟103、前住所長崎市宿町690番地４　野上コーポ101
債務者　馬場　　央
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
沖縄県浦添市西原１丁目12番30―103号　M・ＷＩＮＧ
債務者　上原　　勲
成年後見人　玉城真樹子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３２４号
沖縄県浦添市西原１丁目12番30―103号　M・ＷＩＮＧ
債務者　上原　順子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３３６号
沖縄県豊見城市字金良75番地１　コーポみなみ202号
債務者　新垣　友美
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３４６号
沖縄県那覇市字田原250番地　上原アパート302
債務者　當間　和幸
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５８号
山口県下関市椋野町３丁目１番13号　シャルムヒロＣ―103号
債務者　森本　隆文
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
香川県丸亀市山北町392番地１　城南レイクサイドハイツ8801号
債務者　岩本鐘吉こと　李　　鍾吉
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第６２０号
仙台市宮城野区岩切字余目11番地の10　サバトエクレールⅡ101
債務者　大内　英樹
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６５４号
仙台市青葉区堤通雨宮町４番11―603号
債務者　長谷部絵里
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
千葉県茂原市高師1071番地１　パルシャス21―101
債務者　石井真由美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第４２０号
新潟市中央区川岸町３丁目30番地　マンション川岸503号
債務者　小林　悦子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０１号
金沢市中村町13番５号　西田ハイツ202
債務者　今村　　諭
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
金沢地方裁判所